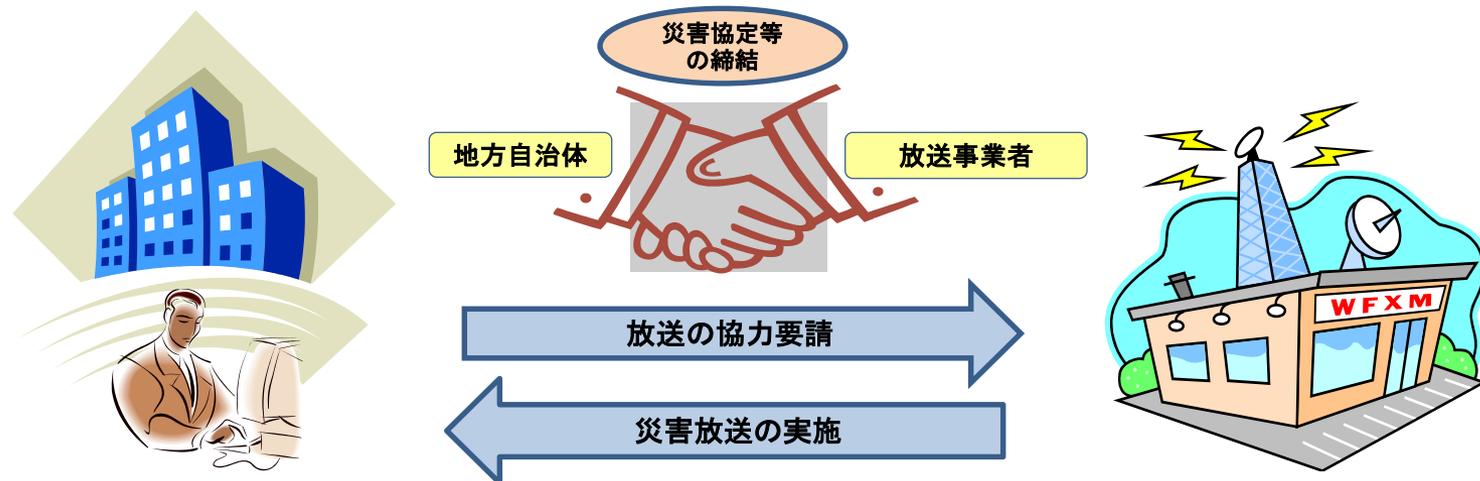


災害協定について（放送関係）

市町村においては、災害対策基本法に基づく地域防災計画の作成にあたり、被災地における災害状況等についての放送の協力要請を行うため、放送事業者との間で災害協定等が締結されています。

「地域防災計画における地震・津波対策の充実・強化に関する検討会報告書」（消防庁防災課）によれば、J-ALERTの活用とともに、防災行政無線、コミュニティFM、緊急速報メール（エリアメール等）、衛星電話など多様な伝達手段の確保と住民への確実な伝達を推進することが重要と指摘されています。



※ 詳細は、放送部放送課（コミュニティ放送 TEL:03-6238-1705）、
放送部有線放送課（ケーブルテレビ TEL:03-6238-1720）まで

災害時における放送に関する協定書【サンプル】

〇〇市（以下「甲」という。）と〇〇コミュニティ放送株式会社（以下「乙」という。）とは、〇〇市域において災害が発生したとき、又は発生するおそれがあるときにおける放送に関し、次の条項により協定を締結する。

（趣 旨）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第57条並びに災害対策基本法施行令（昭和37年政令第288号）第22条の規定に基づく放送及びその他の災害に関する放送等について定めるものとする。

（定 義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 1 災 害 法第2条第1号に規定する災害をいう。
- 2 災害放送 法第57条に基づき、甲の要請により乙が他の放送に優先して行う臨時利放送をいう。

（災害放送の要請）

第3条 甲は、法第56条の規定による伝達、通知又は警告が緊急を要するものである場合において、その通信のため特別の必要があるときは、乙に対して災害放送を要請することができる。

（要請の手続き）

第4条 前条の要請は、次に掲げる事項を記載した要請書（様式第1号）により要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により要請し、その後速やかに要請書を提出するものとする。

- 1 放送要請の理由
- 2 放送事項
- 3 その他必要な事項

2 乙は、甲から災害放送の要請を受けたときは、やむを得ない事由のない限り、災害放送を行うものとする。

3 乙は、災害放送を行うときは、情報発信源が甲である旨を放送するものとする。

（災害放送の実施）

第5条 乙は、甲から要請された災害放送に関しての放送の形式、時刻及び送信系統をその都度決定し、放送するものとする。

（災害に関する広報）

第6条 甲は、災害放送以外に市民への災害に関する広報を目的として、乙に対して、各種情報の提供に努めるものとする。

2 乙は、甲から提供された災害に関する各種情報の放送に努めるものとする。

（費用の負担）

第7条 乙が、災害放送及び災害に関する各種情報の放送に要した費用の負担は、甲・乙協議により決定するものとする。

（臨時災害放送局）

第8条 大規模な災害が発生し、甲が臨時災害放送局を開設するために、当該放送局免許を取得した場合は、甲は当該放送局の維持管理を乙に業務委託するものとする。

2 甲が乙に委託した臨時災害放送局の維持管理の業務に係る費用は、甲が乙に対し支払うものとし、その金額は、甲・乙協議により決定するものとする。

（連絡責任者）

第9条 甲及び乙は、あらかじめ災害時における連絡責任者及び連絡等必要な事項を相互に確認するものとする。

2 前項の連絡責任者等に変更があったときは、速やかに連絡するものとする。

（疑義の決定）

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義を生じたときは、甲・乙協議の上、決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲・乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

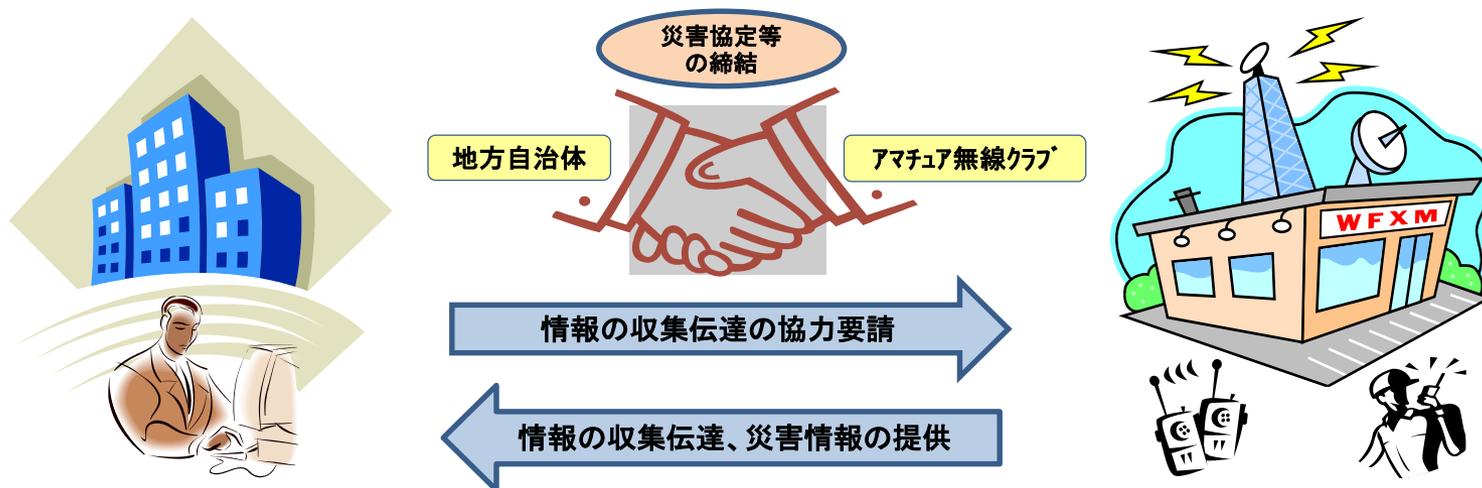
〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番〇〇号
甲 〇〇市
〇〇長 〇〇 〇〇 印

〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番〇〇号
乙 〇〇コミュニティ放送株式会社
代 表 〇〇 〇〇 印

災害協定について（アマチュア無線）

地方自治体においては、災害対策基本法に基づく地域防災計画の作成にあたり、被災地における災害状況等についての情報収集等の協力要請を行うため、地域アマチュア無線クラブ等との間で災害協定等が締結されています。

東日本大震災にあたっては、被災地となった地方自治体が地域アマチュア無線クラブ局と災害協定を結んでいたことにより、クラブ局からの協力が最大限に得られ、避難所からの物資調達等の最新の情報、市内巡回による被災状況等、リアルタイムな情報の提供により、救援・救助活動が混乱なく円滑に行われたとの報告もあります。



※ 詳細は、防災対策推進室(TEL:03-6238-1790・1791)まで

災害時の情報収集に関する応援協定書【サンプル】

〇〇アマチュア無線クラブ（以下「無線クラブ」という。）と
〇〇市（以下「市」という。）とは、市が災害対策基本法（昭和
36年法律第223号。以下「法」という。）に基づき実施する災害
時における災害に関する情報の収集及び伝達（以下「情報の収集伝
達」という。）に関し、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、市内において大規模災害（法第2条第1項に規
定する災害をいう。以下同じ。）が発生し、又は発生するおそれ
がある場合において、無線クラブが市に協力して、情報の収集伝
達を行うために必要な事項について定めることを目的とする。

（業務遂行の基本）

第2条 この協定によるアマチュア無線局の業務の遂行は、ボラン
ティア精神に基づき行うものとする。

（情報の収集伝達の実施）

第3条 この協定による情報の収集伝達は、無線クラブの構成員
（以下「構成員」という。）が行うものとする。

（協力の要請）

第4条 市は、災害時において公衆通信網その他通常の方法手段に
よる通信連絡が困難又は不可能な場合であって情報の収集伝達上
必要があると認めるときは、無線クラブに対し、情報の収集伝達
について必要な協力を要請することができるものとする。

（災害情報の提供）

第5条 無線クラブは、必要と認められる災害情報については、前
条の規定による協力要請を待たずに構成員が市に提供することに
努めるよう措置するものとする。

（情報連絡系統）

第6条 この協定による無線クラブと市との情報連絡系統は、別表
のとおりとする。

（情報の収集伝達の共同訓練の実施）

第7条 無線クラブと市は、災害時における情報の収集伝達を迅
速かつ的確に行うため、共同の訓練を適宜行うものとする。

（便宜の供与）

第8条 市は、無線クラブがこの協定による業務を行うためアマ
チュア無線局を開設する場合には、施設の提供その他必要な便
宜を図るものとする。

（構成員名簿の提出）

第9条 無線クラブは、この協定による業務を行う構成員につい
て、名簿を作成し、市に提出するものとし、内容に変更があっ
たときは随時届け出るものとする。

（疑義の決定）

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義を
生じたときは、無線クラブと市は協議のうえ、決定するものと
する。

この協定を証するため、本書2通を作成し、それぞれ記名押印の
うえ、各1通を保有する。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番〇〇号
〇〇市
市長 〇〇 〇〇 印

〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番〇〇号
〇〇無線クラブ
代表 〇〇 〇〇 印